

公募型プロポーザル方式の実施について

平成29年度栗沢文化交流施設基本・実施設計業務について公募型プロポーザルを実施するので、参加希望者を次のとおり公募する。

平成29年 6月 6日

岩見沢市長 松野 哲

1 業務概要

- (1) 業務番号 第 6105 号
- (2) 業務名 平成29年度栗沢文化交流施設基本・実施設計業務
- (3) 業務内容
平成29年度栗沢文化交流施設基本・実施設計業務受託者選定に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）のとおり
- (4) 履行期間 契約日の翌日から平成30年10月26日まで

2 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たす単体企業であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成29・30年度岩見沢市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）において、建築設計に登録されていること。
- (3) 北海道内にある本支店又は営業所が資格者名簿に登録されていること。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (5) 過去10年以内（平成19年度以降）に、延床面積が1,500㎡を超える文化会館、市民会館、社会教育施設などの新築及び改築の基本設計及び実施設計の実績を有すること。
- (6) この公告の日から契約締結日までの間に、「岩見沢市入札参加資格者指名停止基準」の規定に基づく指名停止を受けた期間が含まれていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（更生計画の認可が決定した場合又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (8) 次の要件を満たす業務従事者を配置できること。
 - ア 建築設計における業務処理責任者（業務全体を総括する役割を担う者）、主任技術者（分担業務を総括する役割を担う者）について、建築士法第2条に規定する一級建築士の資格

を有していること。

イ 建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有する照査技術者を配置すること。

ウ ア及びイの者は、参加表明書の提出日以前に、当該参加希望者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（3か月以上の雇用関係について、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。）

(9) 参加希望者の間に資本関係又は人的関係（次の基準のいずれかに該当するものをいう。）がないこと。

ア 資本関係

① 子会社等と親会社等の関係にある場合（子会社等及び親会社等の定義は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び第4号の2の規定による。以下同じ。）

② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 実施要領等の配布について

実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の配布は、次のとおりとする。

(1) 配布期間

平成29年6月6日（火）から平成29年6月26日（月）までのうち、土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前9時から午後5時30分まで

(2) 配布場所

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市役所企画財政部契約検査管理課

電話 0126-23-4111（内線546）

FAX 0126-23-7118

(3) 配布方法

(2)の場所で配布するほか、岩見沢市ホームページ（契約検査管理課「入札・契約情報」のページ。）からのダウンロードにより配布する。

4 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限 平成29年6月26日（月）午後5時30分 必着

イ 提出場所 3-(2)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明郵便その他発送の事実を証明できる方法とする。）による。

(2) 参加資格の確認等

2に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格を有する者に、技術提案書の提出を要請する。

(3) 技術提案書の提出

(2) で技術提案書の提出を要請された者は、次のとおり技術提案書を提出すること。

ア 提出期限 平成29年7月24日(月)午後5時30分

イ 提出場所 3-(2)に同じ。

ウ 提出方法 4-(1)-ウに同じ。

5 非参加要請者に対する理由の説明

(1) 技術提案書の提出を要請しない参加希望者(非参加要請者)は、その理由について、平成29年7月11日(火)までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は上記3-(2)と同じ提出場所に持参することとし、ファクシミリ又は郵送等によるものは受け付けない。

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則3日以内に書面により回答する。

6 失格事項

参加資格を有する者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていないことが判明した場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

建設工事等に係る多様な入札方式等に関する実施要領(平成21年3月31日制定)第3条に基づき設置される技術審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された技術提案書の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者を特定する。

8 契約の締結について

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、岩見沢市契約規則第31条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

9 契約担当部署

岩見沢市企画財政部契約検査管理課

e-mail keiyaku@i-hamanasu.jp

10 その他

- (1) 参加表明書及び技術提案書に係る作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (3) 参加表明書提出後に辞退をするときは、速やかに辞退届を提出すること。
- (4) 詳細は実施要領等による。